

大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業者の人材育成・技能承継による生産性向上を図るため、県内中小企業者が従業員に技能検定を受検させるのに要する経費に対し、予算の定めるところにより大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「技能検定試験」とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に基づき実施される試験のことをいう。
- (2) 「県内中小企業者」とは、大分県中小企業活性化条例(平成25年大分県条例第17号)第2条第1項に定めるもの(発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。)をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、県内中小企業者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未満の常勤の従業員に対し、当該年度の技能検定試験の受検に要する経費の一部又は全部を負担する者
- (2) 技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている又は新設することを予定している者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書(第4号様式)
- (4) 受検予定者の常勤性が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をずる場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 補助対象経費に他の補助金又は手当等が充当、若しくは割引制度が適用される場合は、その充当額又は割引額に相当する額を補助対象経費の額から差し引いて算出すること。
- (7) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(受検人数・受検等級区分・受検職種・受検作業の変更以外の変更等)
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) 技能検定試験受検を確認できる書類の写し
- (4) 資格手当等の制度内容が確認できる書類の写し
- (5) 領収書の写し等、支出を証する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和元年度の予算に係る大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和4年度の予算に係る大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金から適用する。

(別表)

補助対象経費	経費区分	内容	補助率	補助上限額	備考
<p>(1)補助対象者: 県内中小企業者のうち、 ①事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未満の常勤の従業員に対し、当該年度の技能検定試験の受検に要する経費の一部又は全部を負担する者 ②技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている又は新設することを予定している者</p> <p>(2)補助対象経費: 事業実施年度内かつ当補助金交付決定後に受検予定の技能検定試験の受検に要する経費(ただし、事業実施年度内に受検予定の技能検定試験のために要した経費であれば、前年度に支出した経費であっても補助対象経費とする)</p>	受検手数料	技能検定試験の実技試験及び学科試験手数料	<p>1/2 以内</p> <p>※ただし、1人あたり5万円を上限として1人ごとに算出すること。(千円未満切捨)</p>	<p>・1人あたり5万円</p> <p>・1事業者あたり10名まで</p> <p>・1事業者あたり50万円</p>	<p>・過去に当補助金を受けたことのある従業員は補助対象外とする。</p> <p>・他の補助金や割引制度を活用した場合は、その充当額や割引額を対象経費から差し引くこととする。</p> <p>・消費税及び地方消費税は対象外とする。</p>
	講座受講料	受検予定の職種に関連する技能検定対策講座の受講に要する経費			
	教材費	受検予定の職種に関連する技能検定対策の教材費			
	材料費	受検予定の職種の实技試験課題の練習のために必要な材料を購入するのに要する経費(原則として、技能検定試験課題に記載されている支給材料またはそれに準ずるもの)			
	その他	上記に該当しない経費で、受検予定の職種の技能検定試験に関連する必要経費等(機器使用料、会場使用料、運搬費等)			

第1号様式（第5条関係）

年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)
所在地

名 称

代表者

担当者

連絡先

年度において、大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金の交付を受けたいので、大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 受検予定者の常勤性が確認できる書類

事業計画書

1. 補助事業の実施期間

受検 時期	年度	前期 後期	技能検定試験	補助事業 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------	----	----------	--------	--------------	-------------------------

※完了年月日は受検した検定の合格発表日とする。

2. 補助対象従業員数

人数		名	内訳	級 名、 級 名、 級 名
----	--	---	----	---------------

3. 受検対策に係る計画

実施予定内容	回数・時間等	実施時期	備考

4. 事業に要する経費

区分	経費の内訳
補助対象経費	円
補助対象外経費	円
合計	円

5. 資格手当制度の概要または計画 ※既存の制度については内容が確認できる書類の写しを添付すること。

第2号様式の2(第5条関係)

6. 技能検定受検計画

		受検者1	受検者2	受検者3	受検者4	…	受検者10	
① 受検予定者氏名								
② 受検予定者生年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
③ 受検予定者年齢		歳	歳	歳	歳		歳	
④ 受検等級区分		級	級	級	級		級	
⑤ 受検予定職種等	職種							
	作業							
⑥ 試験日	実技	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	学科	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
⑦ 合格発表予定日		年 月 日						
⑧ 補助対象経費								合計
・受検手数料		円	円	円	円		円	円
・講座受講料		円	円	円	円		円	円
・教材費		円	円	円	円		円	円
・材料費		円	円	円	円		円	円
・その他		円	円	円	円		円	円
⑨ 合計(見込額)		円	円	円	円		円	円
⑩ 補助金額 ※⑨の1/2(千円未満切り捨て) ただし上限5万円		円	円	円	円		円	円

収支予算書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
事業主負担分	円	
計	円	

2 支 出

項 目	予 算 額	備 考
【補助対象経費】 ・ 受検手数料 ・ 講座受講料 ・ 教材費 ・ 材料費 ・ その他	円	
【補助対象外経費】 ・ ・ ・	円	
計	円	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつて事務所所在地]

所在地

(ふりがな)

名 称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者生年月日

代表者性別

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第6条関係）

年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)
所在地
名 称
代表者
担当者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金について、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されるよう、大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

※以下、事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）の様式に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

(公印省略)

第6号様式(第7条関係)

年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった上記の補助金については、大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 補助対象経費に他の補助金又は手当等が充当、若しくは割引制度が適用される場合は、その充当額又は割引額に相当する額を補助対象経費の額から差し引いて算出すること。
- (7) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

(8) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- イ 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（受検人数・受検等級区分・受検職種・受検作業の変更以外の変更等）
- ロ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第7号様式（第10条関係）

年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)
所在地
名 称
代表者
担当者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金 精算払 円を の方法により交付されるよう、概算払
大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

(補助金振込先口座)

- ・振込先銀行名 銀行 本・支店
- (フリガナ)
- ・口座名義
- ・口座種別 普通・当座
- ・口座番号

年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)
所在地

名 称

代表者

担当者

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助金について、
下記のとおり実施したので、大分県若年技能者育成企業支援事業補助金交付要綱第11条の規定に
より、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 技能検定試験受検を確認できる書類の写し
- (4) 資格手当等の制度内容が確認できる書類の写し
- (5) 領収書の写し等、支出を証する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

1. 補助事業の実施期間

受検 時期	年度	前期 後期	技能検定試験	補助事業 実施期間	年 月 日	~	年 月 日
----------	----	----------	--------	--------------	-------	---	-------

2. 補助対象従業員数

人数		名	内訳	級 名、 級 名、 級 名
----	--	---	----	---------------

3. 受検対策に係る実績

実施内容	回数・時間等	実施時期	備考

4. 事業に要した経費

区分	経費の内訳
補助対象経費	円
補助対象外経費	円
合計	円

5. 資格手当制度の概要または計画の進捗状況 ※制度を新設した場合は、内容が確認できる書類の写しを添付すること。

第9号様式の2(第11条関係)

6. 技能検定受検実績

		受検者1	受検者2	受検者3	受検者4	…	受検者10	
① 受検者氏名								
② 受検者生年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
③ 受検者年齢		歳	歳	歳	歳		歳	
④ 受検等級区分		級	級	級	級		級	
⑤ 受検職種等	職種							
	作業							
⑥ 試験日	実技	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
	学科	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	
⑦ 合格発表日		年 月 日						
⑧ 結果								
⑨ 補助対象経費								合計
・受検手数料		円	円	円	円		円	円
・講座受講料		円	円	円	円		円	円
・教材費		円	円	円	円		円	円
・材料費		円	円	円	円		円	円
・その他		円	円	円	円		円	円
⑩ 合計		円	円	円	円		円	円
⑪ 補助金額 ※⑩の1/2(千円未満切り捨て) ただし上限5万円		円	円	円	円		円	円

(備考)

⑨補助対象経費 は、消費税・地方消費税を除いた額を記入すること。
また、支出を証する書類をもれなく添付すること。

収支精算書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金	円	円	円	
事業主負担分	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
【補助対象経費】				
・受検手数料	円	円	円	
・講座受講料				
・教材費				
・材料費				
・その他				
【補助対象外経費】				
・	円	円	円	
・				
・				
計		円		

(公印省略)

第11号様式(第12条関係)

年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県若年技能者育成企業支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。